

10. 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、感染症の流行拡大防止の観点から、出席停止となります。医師から診断を受けましたら、学校へ連絡し、「出席停止の期間」は医師の指示により、十分療養してください。なお、回復し、感染のおそれなくなり再登校する際には「出席停止報告書」に記入し、処方薬の説明書等を添付し、担任まで提出してください。（欠席扱いにはなりません）*病気の状況により、医師の証明書を提出していただく場合があります。（再登校日から3日以内にご提出ください）

(1) 学校感染症の種類について（学校保健安全法施行規則 第18条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（感染症予防法の一類および二類感染症のもの、結核をのぞく）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 咽頭結膜炎 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 新型コロナウイルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 （飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの）
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 （学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの）

*感染症予防法の指定感染症や新たな感染症は、専門機関の指導のもとに対応する。

(2) 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則 第19条）

第一種	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が消失した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認めるまで
第三種	病状により学校医その他の医師によって感染のおそれがないと認めるまで	

*病状により医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。